第六章　雑則

（権限の委任）

第百十八条　法第五十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号、第七号、第十二号から第十四号まで及び第二十号から第二十三号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第四条第一項に規定する権限（第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。）

二　法第五条第一項及び第三項に規定する権限（第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。）

三　法第六条に規定する権限（第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。）

四　法第十八条に規定する権限（第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。）

五　法第二十一条第一項に規定する権限（第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。）

六　法第二十三条に規定する権限

七　法第二十四条第一項及び第二項に規定する権限

八　法第二十六条第一項、第二項及び第四項（これらの規定を法第二十七条第三項において準用する場合を含む。）並びに第五項（法第二十七条第五項において準用する場合を含む。）に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

九　法第二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

十　法第二十八条第三項に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

十一　法第三十条第一項及び第二項に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

十二　法第三十一条に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

十三　法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

十四　法第三十三条第一項及び第二項に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）

十五　法第三十五条第一項及び第二項から第五項まで（これらの規定を法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

十六　法第三十七条に規定する権限

十七　法第四十条第一項及び第三項に規定する権限

十八　法第四十一条に規定する権限

十九　法第四十六条に規定する権限

二十　法第四十八条第一項及び第二項に規定する権限

二十一　法第四十九条に規定する権限

二十二　法第五十一条に規定する権限

二十三　法第五十二条第一項及び第二項に規定する権限

2　第五十六条及び第五十七条第一項及び第二項（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第三項並びに第百七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

（邦文記載）

第百十九条　厚生労働大臣又は機構に提出する計画、申請書、届書その他の書類は、邦文で記載されていなければならない。ただし、特別の事情により邦文をもって記載することができない書類であって、その翻訳文が添付されているものについては、この限りでない。

（フレキシブルディスクによる手続）

第百二十条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクその他これに準ずる物として厚生労働大臣が定めた物の並びに提出を行う者、申請者又は届出をする者の氏名及び住所並びに提出、申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもってこれらの書類に代えることができる。

第二十七条第一項	様式第一による計画
第二十八条	様式第二による届書
第三十条	様式第三による届書
第三十一条	様式第四による届書
第四十三条第一項	様式第五による申請書
第五十一条	様式第七による申請書
第五十三条	様式第八による届書
第五十五条第一項	様式第九による届書
第五十六条	様式第十による申請書
第五十七条第一項	様式第十一による申請書
第五十八条第一項	様式第十二による申請書
第五十九条第一項	様式第十三による申請書
第七十二条第一項	様式第十四による申請書
第七十五条	様式第十六による届書
第七十六条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）	様式第十七による申請書
第七十七条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）	様式第十八による申請書
第七十八条第一項	様式第十九による申請書
第八十一条第二項	様式第二十による申請書
第八十三条第一項	様式第二十二による申請書
第八十四条において準用する第七十五条	様式第二十四による届書
第八十四条において準用する第七十八条	様式第二十五による申請書
第八十四条において準用する第八十一条第二項	様式第二十六による申請書
第八十五条第一項	様式第二十七による届書
第八十七条	様式第二十八による届書
第八十八条	様式第二十九による届書